

紹介手数料および事務手数料の施行前後の消費税の取扱いについて

本年10月1日より消費税率が10%に引き上げられる予定となっておりますが、施行日

あります10月1日前後の取引に係る税率の適用関係につきまして

税務署に確認しましたところ、役務の提供完了日の税率が適用されるとのことでした。

具体例としましては以下の通りです。

例1) 短期勤務 9月25日～10月1日 就労

役務の提供完了日10月1日のため税率10%

例2) 1か月を超える勤務 8月16日～10月15日 就労予定

求人者締め日 毎月15日

9月16日から10月15日までの役務提供については、その役務提供の完了した日である10月15日における税率適用 税率10%

参考：国税庁消費税室 平成30年10月 Q&A (次ページ)

<http://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/kaisei/pdf/03.pdf>